

Empowered by Innovation **NEC**

LT:
ライセンスは契約ではない (by Eben Moglen)

2015年2月27日
NEC ソフトウェア技術統括本部
OSS推進センター 岡崎 孝博

2001年

Sponsored by the **Free Software Foundation**

About GNU Philosophy Licenses Education Soft

Enforcing the GNU GPL

by Eben Moglen
10 September 2001

<http://www.gnu.org/philosophy/enforcing-gpl.html>

Licenses are not contracts:
ライセンスは契約ではない

the work's user is obliged to remain within the bounds of the license

著作物の利用者は、
ライセンスの範囲に
とどまらなければならない

not because she voluntarily promised,
それは、
利用者が自由意思で約束したからではなく、

but because she doesn't have any right to act at all except as the license permits.
ライセンスが許す場合を除いて
利用者にはまったく行う
どんな権利もないからである。

抽象的で良くわからない方に
もう一つの例を示すと...

2006年
GPLv3策定中の国際会議のQ&Aで

Transcript of Eben Moglen at the 3rd international GPLv3 conference; 22nd June 2006

<http://fsfe.org/campaigns/gplv3/barcelona-moglen-transcript.en.html>

Q7:
How are you thinking about changing something in the title of the section, I think it's 9, "not a contract", because that that's a bit incompatible with the laws in some place, like in Brazil - I'm from Brazil.
ブラジルの人からちょっと整合しないから、
9条のタイトルを変更する気は無いかと

3.[5] Not a Contract.
(You are not required to accept this License in order to receive a copy of the Program. However, nothing else grants you

この質問に対して、
講演者のEben Moglen教授は、
以下のように回答の中で述べている。

half a dozen law professors around the world, (snip).
They are people with gray hair and old minds.
世界中のたくさんの法学者は
白髪と古い知性の人々。

They're not very old minds,
それは、大変古い知性ではない

because if in each of their legal systems they went to their old legal dictionaries and looked at what the word licence means,
彼らの法制度における
古い法律辞書を見に行つて、
単語「ライセンス」の意味を調べる
であろうが、

or if they got real Roman about it and went and looked in the Institutes of Justinian to find out what licence means,
もし、(古代)ローマ人だったらならば、
ライセンスの意味を探すために、
ユスティニアヌス法典の法学提要
(ローマ法大全)を探したであろう、

they would discover that a licence is a unilateral permission,
not an obligation,
そこで彼らは、発見するだろう、
ライセンスは、一方的な許諾であり、
(契約などの)債務ではないことを。

and so what happens is that these minds that say these thing, they're stuck in a little space, a thousand years after Justinian and before the Second World War.
そして、ユスティニアヌス帝の時代から
第二次世界大戦まで一千年間
ずっと、そういう意味
(一方的な許諾)であった。

Moglen先生って誰？という方や、
Stallman氏自身のメッセージでないと
信用しない方に、他の例。

2006年、Heather Meeker弁護士が、
「アメリカだけじゃないの？著作権法って」
:米国法曹協会 科学技術部会 OSS委員会共同議長

Only in America? Copyright Law Key to Global Free Software Model

<http://www.linuxinsider.com/story/50421.html>

The GPL even goes so far as to say it is a license, "not a contract," meaning that its entire strength flows from copyright law.
GPLは、その全権利が著作権法に由来する
という意味で、一つのライセンスであり、
「契約ではない」とまで言っている、けど
欧米外で著作権法は機能している？

(契約にしないとアメリカだけが損しない?) 理由意訳

Richard M. Stallman氏の反論

<http://www.gnu.org/philosophy/in-no-ip-ethos.html>

Don't Let 'Intellectual Property' Twist Your Ethos

Most free software licenses are based on copyright law, and for good reason:
ほとんどの自由ソフトウェアの
ライセンスは、著作権法と、
正当な理由によりに基づいている:
つまり、

Copyright law is much more uniform among countries than contract law, which is the other possible choice.
著作権法は、国家間で、契約法や他の
ありうる選択より、非常に均質である。

There's another reason not to use contract law:
契約法を使わないもう一つの理由は、

It would require every distributor to get a user's formal assent to the contract before providing a copy.
コピーを提供する前に
契約へのユーザーの正式な同意
を得ることを、
あらゆる頒布者に要求するから。

To hand someone a CD without getting his signature first would be forbidden.
彼のサインをもらうことなく
誰かにCDを渡すことは、
禁じられている。

What a pain in the neck!
うんざりする。

- 2003.8.20 SOFTICの研究会報告書「オープンソースソフトウェアの現状と今後の課題について」
 - 2003年11月 (SOFTIC再研究会)「オープンソフトウェアの法的問題に関する調査」調査報告書
 - 2005年2月「ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査」調査報告書
 - 2007年3月 経産省委託「オープンソースソフトウェアライセンスの最新動向に関する調査報告書」(S)
 - 2009年4月 GNU GPL v3 解説書「GPLv3 逐条解説」(IPA)
 - 2010年5月「OSSライセンスの比較および利用動向ならびに競争に関する調査」調査報告書 (IPA)
 - 2013年3月「OSS ライセンス選考活動のソフトウェアライフサイクルプロセスへの組み込み」(IPA)
-

これらの報告書は
皆、契約を前提にしている

例えば、

2003年、SOFTICの研究会報告書P71

FAQIにおいて「GPLは
著作権に基づくライセンスである」と
回答されていることなどを考えた場合、

GPL作成者の意図は
利用者にGPLプログラムの改変・複製・
頒布を許諾する許諾契約である
と考えていたことは間違いなく、
GPLは使用許諾契約であると考えざる
を得ないであろう。

「ライセンス=契約」という先入観？

- 2003.8.20 SOFTICの研究会報告書「オープンソースソフトウェアの現状と今後の課題について」
「オープンソースソフトウェアの現状と今後の課題について」
2003年11月 (SOFTIC同研究会) **しかも、既にリンク切れ**
「オープンソースソフトウェアの法的権問題に関する調査」調査報告書
- 2005年2月「ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査」調査報告書
- 2007年3月 経産省委託「オープンソースソフトウェアライセンスの最新動向に関する調査報告書」(S)
- 2009年4月 GNU GPL v3 解説書「GPLv3 逐条解説」(IPA)
- 2010年5月「OSSライセンスの比較および利用動向ならびに競争に関する調査」調査報告書 (IPA)
- 2013年3月「OSSライセンス遵守活動のソフトウェアライフサイクルプロセスへの組み込み」(IPA)

リンク切れになっていない 2009年4月
GNU GPL v3 解説書「GPLv3 逐条解説」(IPA)
を見てみると、

2009年、「GPLv3 逐条解説」(IPA)^{P148}
Moglen教授が「GPLは契約ではなくライセンスである」と述べた(snip)が、これは“Enforcing the GNU GPL”中の“Licenses are not contracts”(ライセンスは契約ではない)という文章を指していると思われる。

しかし、この“Licenses”はGPLのことではなく、商用ライセンスを含む「ライセンス一般」を意味していることが文脈上明らかである^[105]。

「[105]”Licenses”と複数形になっていることや、“the License”のように定冠詞も付されていないことからして、これがGPLを意味していないことは明らかである。



「GPLは契約ではなくライセンスである」といったことは一切述べていない。

いや、2001年、2006年と繰り返し述べている現実を見ようとしていない

これら報告書を、鵜呑みにするのは止めましょう
いろいろな情報へのリンクがあり、ありがたい
しかし、
すべてが正しい記述というわけではない
決して、バイブルではない。

Empowered by Innovation
NEC